

取締役会の実効性評価の概要

当社では、2021年12月から2022年1月にかけて、取締役会の2021年度の実効性評価（第6回）を行い、その結果を踏まえて2022年度における取締役会の改善に取り組みました。その概要は、以下のとおりです。

今後も毎年、取締役会の実効性評価を行いながら、当社グループの中長期的な発展に資する経営体制の構築に努めていきます。

① 実施の方法および内容

- ・すべての役員を対象にしたアンケートを実施しました。アンケート項目は、2021年度における取締役会の活動が、原資材価格の高騰やサステナビリティに関する社会的な関心・要求の高まりといった経営環境の変化に対し徹底した議論とモニタリングを行い、取締役会としての責務・役割を果たすものであったかを振り返り、また、それを踏まえ、2022年度の実効性評価はどうか、何に取り組んでいくべきかを問うものとし、併せて、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の実効性についても評価を行いました。
- ・アンケートへの回答を取締役会事務局および外部機関が分析・評価し、その結果を取締役会に報告・共有したうえで、取締役会場で出席役員による意見交換を実施しました。

② 評価結果

- ・全体としては取締役会、指名・報酬委員会の活動には概ね問題がなく、年度当初に策定した各経営課題（将来ビジョンの明確化、海外シフト、サステナビリティ、市場担当制の軌道化など）についての審議をほぼ予定どおり実施できていると評価されています。その一方で、市場担当制への移行の効果の分析と考察が十分ではない、原資材価格の高騰への根本的解決に向けた取り組みが必要等の課題も浮かび上がる結果となりました。

③ 当事業年度に実施した取り組み

- ・2022年2月開催の取締役会で、2022年度の実効性評価では原資材価格の高騰を含む経営環境の変化にどのように向き合うのかを全社レベルと市場統括ごとに議論することや、海外シフト、マーケティング機能の強化、サステナビリティ、人材戦略、DX戦略などの各経営課題を議論することを決定し、年間の付議計画を立案しました。
- ・刻々と変わる経営環境に合わせて付議する議題を都度検討して取締役会運営を進めた結果、一部上記スケジュールからの変更や遅れはありましたが、概ね、予定していた議案を2022年12月までに議論することができました。
- ・2008年2月に導入され、以降4回にわたって更新されてきた「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」については、2022年度の実効性評価で当社を取り巻く経営環境や買収防衛策の継続が及ぼす影響なども勘案して3回にわたり慎重に審議を重ねました。最終的には、2022年12月の取締役会において、2023年2月開催予定の第110回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。

また、2022年度の実効性評価（第7回）として、役員へのアンケート（2022年度の取り組みの評価および今後の課題や必要な取り組みなどを問うもの。指名・報酬委員会の実効性評価も含む）を2022年12月に実施しました。

その後、アンケートに対する回答結果および外部機関による評価を取締役会に報告・共有したうえで、取締役会場で出席役員による意見交換を行っています。

アンケートでは、前回の実効性評価を踏まえた取り組みによって一定の成果が得られたとの全体評価でしたが、今後の課題および具体的な取り組み案を取締役会場であらためて共有し、更なる改善に努めていきます。